

第6回新たな担い手による地域管理のあり方検討委員会
議事要旨

○事務局による資料説明後、委員から出た主な意見は下記の通り。

(1) 報告書案について

- ・ 既往の概念として「タウンマネジメント」という言葉があり、「エリアマネジメント」との使い分けが必要なのではないか。
- ・ 「タウンマネジメント」は公共的な統治としてのガバナンスの要素を含有するが、「エリアマネジメント」はガバナンスの要素は含まない、という印象がある。
- ・ エリアマネジメントの体制について類型化する際には、そこには多様な側面があることを付してほしい。
- ・ エリアマネジメントとは、空間を限定する意味合いを持つ言葉であるが、マネジメントの対象となるエリアは変化しうるものである。また、新規入居者の流入等により、歳月の経過に伴いエリアマネジメントの主体も変化していく。エリアマネジメントの空間や主体が変化していく中で、エリアマネジメントを継続していくためには、個々の資産価値に留意するだけでなく、地域の価値が共有される必要がある。
- ・ 自治会活動等から発展するエリアマネジメントと、NPO等が地域に入っていくことで始まるエリアマネジメントがあり、その担い手は多様で幅広い。マニュアル作成の際には、エリアマネジメントの担い手の対象をどのように捉えるかが課題となる。
- ・ エリアマネジメントの実態は多様であり、その全てを網羅する事は容易ではない。本委員会が目指すエリアマネジメントの将来的なあり方と、エリアマネジメントの実態については、分けて論じる必要があるのではないか。
- ・ エリアマネジメントの担い手のあり方は、住民主体で専門家が支援するもの、専門家が主体となって住民の意向を汲取りながら行うものと、大きく2種類に分けられるのではないか。
- ・ 既成市街地のみだけでなく、新規開発住宅地でもエリアマネジメントを行っている例は多いし、比較的容易にできるもの。エリアマネジメントの体制づくりの一類型として、新規開発住宅地におけるエリアマネジメントを加えてほしい。
- ・ 最近のエリアマネジメントの新しい動きとして、大規模開発とその周辺の密集市街地や商店街が一体となって、全体の価値を向上させるよう周辺に開いてマネジメントする取組みが見られる。本委員会の報告書にも記載しておく事が望ましい。
- ・ エリアマネジメントの手法は、その目的によって選択されるものであり、各局面において適当な体制を組み合わせながら対応していくことになるのだと思う。
- ・ エリアマネジメントは共有財産等の管理が前提であり、原則として全員合意が求められるが、現実的な局面によっては様々な合意の形態があり得る。エリアマネジメントの将来的なあり方として、全員合意を目指して行けばよいのではないか。

(2) エリアマネジメント推進調査（仮称）について

- ・ 調査の対象は、広く浅くよりも、数を絞って重点的に実施するほうがよい。
- ・ 地方公共団体による金銭的支援がなく、自分たちで何とかしようとしている地区にこそ、国が支援する意味がある。